

## 特定小売供給約款規定の見直しについて

当社は、2022年11月24日、規制料金について2023年4月1日からの平均32.94%の値上げを経済産業大臣に申請いたしました。本申請には、料金単価や燃料費調整制度等の見直しのほか、料金以外の供給条件（約款規定内容）についての見直しを含んでおりますので、予定している変更内容について以下のとおりお知らせいたします。

### 【主な変更内容について】

#### <電気事業制度・関係法令の変更にもなう見直し>

##### (1) 一般送配電事業の分社化に伴う変更

当社が行う電気小売と一般送配電事業者が行う託送供給に関する業務の区分・実施主体を明確にするとともに、託送供給に係る事項については一般送配電事業者が定める託送供給等約款によるものとして、必要な規定の変更を行います。

##### (2) 配電事業制度の反映

配電事業制度とは、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者が自ら託送供給等の面的な運用を行うことを可能とする制度のことであり、これら事業者が配電事業者として電気事業法上に新たに位置付けられたことを踏まえ、(1)の一般送配電事業者に加え、配電事業者に係る規定を追加いたします。

##### (3) 指定区域供給制度に係る反映

指定区域供給制度とは、山間地等の独立した特定区域（指定区域）について、一般送配電事業者が離島等供給を行う制度のことであり、当社の供給区域の一部が指定区域に指定された場合、特定小売供給から離島等供給に切り替わるため、契約期間の終期に係る取扱いについて規定を追加いたします。

##### (4) 複数需要場所1引込の反映について

原則として1需要場所1引込と定めておりますが、電気事業法の改正により、一般送配電事業者等が適当と認めた場合は災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置等については複数需要場所1引込を可能とする旨（原則によらない旨）についての規定を追加いたします。

##### (5) 法律名・告示名の変更の反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名が変更されたことを踏まえて、該当箇所に変更を反映いたします。

#### <当社業務取扱変更に係る見直し>

##### (1) 契約期間の見直し

契約期間について、これまでは、需給契約が成立した日から料金適用開始後1年目の日までとしておりましたが、契約期間管理の観点から、今後は、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までに変更いたします。

(2) 電気料金の支払い方法に係る見直し

電気料金の支払い方法について、口座引き落としやクレジットカード払い、金融機関・コンビニエンスストア等での振り込み等を用意し、それらの支払方法が定着していることを踏まえ、当社事業所窓口での取扱いを終了することとし、支払いに関する規定を変更いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整単価等のお知らせ方法に係る見直し

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等について、当社事業所窓口への店頭掲示によりお知らせすることとしておりますが、インターネットの普及やペーパーレス推進の観点などから、当社ホームページへの掲載など、店頭掲示によらない方法でお知らせすることとし、必要な規定の見直しを行います。

(4) 約款の実施日等の西暦表記への統一

和暦表記から西暦表記へと変更いたします。

約款の変更内容の詳細については、「特定小売供給約款変更認可申請書」に記載の新旧比較表 ([https://www.tohoku-epco.co.jp/news/pdf/\\_icsFiles/afieldfile/2022/11/24/1229440\\_3.pdf](https://www.tohoku-epco.co.jp/news/pdf/_icsFiles/afieldfile/2022/11/24/1229440_3.pdf)) をご確認ください。

以 上